

掲示文書一覧(市長分)

令和6年5月20日

種別	番号	題名	主管課
公告	217	Food Japan2024出展業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	産業振興課
公告	218	制限付一般競争入札について	家島給食センター
公告	219	デジタル・ディバイド対策事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	高齢者支援課
公告	220	事業計画のある道路の指定について	建築指導課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市公告第 217号

令和 6年 5月20日

姫路市長 清元秀泰

Food Japan2024 出展業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

標題の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

Food Japan2024 出展業務委託

(2) 業務内容

Food Japan2024 出展業務委託要求水準書のとおり

(3) 業務期間

委託契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

(4) 提案上限金額

8,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、Food Japan2024 出展業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき実施する。

Food Japan2024 出展業務委託公募型プロポーザル実施要領は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027642.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL：079-221-2505

姫路市公告第 218号

令和 6年 5月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

姫路市立家島学校給食センター調理等業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

姫路市立家島学校給食センター調理等業務

(2) 業務場所

姫路市立家島学校給食センター

(3) 委託期間

令和6年8月1日から令和9年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

※契約日から令和6年7月31日までは準備期間とし、委託料は発生しない。

(4) 業務概要

姫路市立家島学校給食センターにおける学校給食調理等業務及び当該業務に係る附帯業務（詳細は、姫路市立家島学校給食センター調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。）

(5) 最低制限価格

無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当していない者

(3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 法人格を有する者

イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「給食サービス」に登録がある者

ウ 姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者

エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

(ア) 姫路市登録業者指名停止期間措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

カ 過去5年以内に、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する義務教育諸学校又は共同調理場において、調理業務を2年以上履行した実績を元請として有する者

キ 兵庫県内に本社、支社、営業所、出張所等の営業拠点を有し、緊急時の支援体制が速やかに取れる者

ク 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して2年を経過していない者でない者

ケ 公告の日から過去3年以内に食品衛生法の規定による営業の停止の処分を受けた者でない者（当該処分を受けた者であっても、処分後の対応及び改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる者を含む。）

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和6年5月31日（金）まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027348.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）

エ 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本）

オ 第2項第3号カに規定する業務実績調書（様式第3号）

カ 兵庫県内の営業所等届出書（様式第4号）

(2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	郵送又は持参
受付期間	公告の日から令和6年5月31日（金）午後5時まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。） （郵送の場合は必着）
申込書の提出先	〒672-0101 姫路市家島町真浦 2137 番地 1 家島事務所内 姫路市立家島学校給食センター

(3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和6年6月4日（火）を目途に、確認通知書により通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

(5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和6年6月7日（金）正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を、書面又はメールにより、姫路市立家島学校給食センター（メールの場合の送信先：kyo-ieshimakyu@city.himeji.lg.jp）に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

(6) 提出された書類等は、返却しない。

5 現場見学会

(1) 日時

令和6年6月11日（火） 午後4時

(2) 留意事項

ア 希望者は、令和6年6月7日（金）正午までに現場見学申込書（様式第5号）をメールにて、姫路市立家島学校給食センター（送信先：kyo-ieshimakyu@city.himeji.lg.jp）に提出すること。

イ 現場見学を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知

書を受領した者に限る。

ウ 参加者は、現場見学当日、検便の検査結果（現場見学前2週間以内に実施したものに限る。）の写し並びに清潔な白衣、帽子及び履物を持参すること。

エ 現場での資料配布及び質疑応答は行わないこと。

オ 姫路市立家島小学校内では、姫路市担当者の指示に従うこと。

カ 現場での写真撮影は原則可とするが、別に指示する場合は、その指示に従うこと。

6 質問及び回答

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質問書（様式第6号）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称とした上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は「質問書 姫路市立家島学校給食センター」とすること。

なお、質問を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した者に限る。

また、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。さらに、質問者名は公表しない。

質問受付期間	入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した日から令和6年6月7日（金） 正午まで
送信先	kyo-ieshimakyu@city.himeji.hyogo.jp
質問回答を示す場所	令和6年6月11日（火）を目途に市ホームページに掲載する。

7 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和6年6月24日（月）まで
業務概要を示す場所	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027348.html)

8 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和6年6月24日（月） 午前10時
入札及び開札の場所	姫路市家島町真浦 2137 番地 1 家島事務所 2階 会議室

9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第5条の規定を適用する。
- (2) 契約時に必要となる保証金については、姫路市契約規則第29条の規定を適用する。

10 入札に関する事項

(1) 入札方法等

- ア 入札書は指定する様式を使用すること。
- イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。代理の場合は、委任状を入札書と同封すること。
- ウ 入札書には、業者登録申請時に届出の代表社印又は受任者使用印を押印すること。
- エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
- オ 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届（様式第7号）を書面により姫路市立家島学校給食センター（姫路市家島町真浦 2137 番地 1 家島事務所内）へ郵送（書留郵便等の配達の確認ができるものに限る。）又は持参で提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

(2) 入札に関する条件等

- ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
- イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
- ウ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。
- エ 消費税及び地方消費税相当額を含まない月額契約希望金額を入札書に記載すること。
- オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を順守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

1.1 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加資格を認められた者がした入札その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札（前号により無効となった場合の入札を除く。）の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札

- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の指名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 第10項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

1.2 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

1.3 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

1.4 その他

- (1) 第2項に規定する参加資格の要件を満たす業務代行保証人を確保すること（公益財団法人日本給食サービス協会が実施する学校給食業務代行保証事業又はこれと同等の保証事業等への加入でも可とし、その場合は、加入証書等の写しを提出すること）。
契約時に業務代行保証人の確保ができない場合は、落札決定の次順位の者と当該契約を締結するものとする。
- (2) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (3) 光熱水費は、光熱水費年間見込額（参考資料1）等を参考に応募者において見込むこと。
- (4) 予定価格は、非公表とする。
- (5) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (6) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (7) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象

者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

- (8) 本業務の契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 令和7年度以降において本契約に係る市の予算に減額又は削除があった場合は、契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受託者に損害があるときは、受託者は、その損害の賠償を市に請求することができる。この場合における賠償額は、市と受託者の協議の上定めるものとする。

姫路市長 清 元 秀 泰

デジタル・ディバイド対策事業業務委託に係る公募型プロポーザル
の実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

デジタル・ディバイド対策事業業務委託

(2) 業務の概要

社会全体がデジタル化の流れにあり、本市が実施する様々な事業も同様にデジタル化が進みつつある中で、高齢者のスマートフォンの所持率や利用率は、現役世代と比較すると低くなっており、高齢者のデジタル・ディバイド対策が喫緊の課題となっていることから、高齢者にとって気軽に相談できる場所や機会を設け、スマートフォンを身近に感じることができるよう環境づくりを行い、デジタル・ディバイドの解消を図るもの。また、本事業に参加した高齢者の中から、他の高齢者に教えることができる者を養成できるような取り組みを行うことで、さらなるデジタル・ディバイドを解消する機会の拡大を目指すもの。

(3) 履行場所

姫路市役所及び本市が指定する場所

(4) 業務期間

ア 導入準備

契約日から令和6年8月31日まで

イ デジタル・ディバイド対策事業

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで（予定）

※ 次年度以降、令和8年度まで、毎年度随意契約を締結する予定である。その際、毎年度の契約の可否について評価を行う。

(5) 提案上限金額

月額3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

※ 年度ごとの予算額を保障するものではない。

※ 提案上限金額については、前号イに示すデジタル・ディバイド対策事業期間に係る費用である。前号アに示す導入準備期間については、費用は発生しないものとする。

2 プロポーザルの実施

(1) 本件は、デジタル・ディバイド対策事業業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

デジタル・ディバイド対策事業業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/0000027570.html>)

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者支援課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2306

姫路市公告第 220号
令和 6年 5月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

事業計画のある道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により事業計画のある道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指定道路の位置	幅員	延長
法第42条第1項第4号	6-01	令和6年 (2024) 5月17日	姫路市幸町1番2地先里道、1番2、2番2、3番2、4番2、5番2並びに神和町21番2地先里道、21番2、22番2、44番2地先里道、44番2、46番2、47番2、48番2並びに神屋町二丁目23番2、24番2、25番4、25番5、25番6、26番2、27番3、27番4、28番1、28番1地先里道並びに市川橋通二丁目26番8、26番9、26番10、27番2、28番10、28番11、28番12、28番13、29番6、29番7、30番4、30番5、30番6、31番2、32番2、33番3、35番2、36番2、37番2及び38番2	① 27.00	① 254.00
				② 5.60	② 5.00